

成年後見制度利用促進計画及び報酬助成についての調査

1 成年後見制度利用促進計画（以下、計画）の策定状況

		ひたちなか市	笠間市	小美玉市	那珂市	城里町
質問 1	計画の策定時期	令和 2 年度	令和 3 年度予定	令和 3 年度予定	令和 3 年度予定	令和 2 年度
質問 2	計画の策定方法	他の計画に盛り込む	他の計画に盛り込む	他の計画に盛り込む	他の計画に盛り込む	他の計画に盛り込む
	(計画名)	第 8 期高齢福祉計画及び介護保険事業計画（「第 8 期ひたちなかしあわせプラン 21」），第 6 期障害福祉計画	計画名（第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画，第 6 期障害者福祉計画）	小美玉市障がい者計画，小美玉市高齢者福祉計画	那珂市障がい者プラン・那珂市高齢者保健福祉計画	城里町高齢福祉計画及び第8期介護保険事業計画、城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第6期）
質問 3	市町村中核機関の設置	定めている（定める予定）	定めている（定める予定）	担当課が未定	担当課が未定	定めている（定める予定）
	(担当課)	高齢福祉課。市社協に業務委託予定	高齢福祉課 地域包括支援センター			長寿応援課，福祉こども課
質問 4	各市町村を対象範囲とする協議会（以下，「市町村協議会」という。）の設置（「設置しない」，「未定」の場合は，質問 7 へ）	未定	設置予定	未定	未定	未定
質問 5	市町村協議会の構成機関		事務局担当課（地域包括支援センター） 構成機関（医師会，歯科医師会，薬剤師会，水戸保健所，笠間警察署，笠間市消防本部，民児協，介護保険サービス事業所，訪問看護事業所，障害者自立支援協議会，要保護児童対策地域協議会，笠間市社協，かさまケアマネ会，笠間市消費生活センター，弁護士）			
質問 6	市町村協議会の設置様態		合議体名（地域包括ケアシステムネットワーク代表者会議）			

2 成年後見人等への報酬助成について

質問 7	現在の成年後見人等報酬助成の対象（申立形態）	市町村長申立ケースのみ	市町村長申立ケース以外も対象	市町村長申立ケース以外も対象	市町村長申立ケースのみ	市町村長申立ケースのみ
質問 8	現在の成年後見人等報酬助成の対象（後見人種別）	・専門職後見人 ・親族後見人 ・法人後見人 ・市民後見人	・専門職後見人 ・法人後見人	・専門職後見人 ・親族後見人 ・法人後見人 ・後見監督人 ・市民後見人	・専門職後見人 ・親族後見人 ・法人後見人 ・市民後見人	・専門職後見人 ・親族後見人 ・法人後見人 ・市民後見人
質問 9	報酬額	家庭裁判所が決定した報酬の範囲内で，下記を上限とする。 ・月の初日から末日まで社会福祉施設等に入所等している場合 月額18,000円 ・上記以外の場合 月額28,000円	在宅¥28,000-／月 施設等¥18,000-／月	・施設等に入所している 又は長期入院している 18,000円 ・その他 28,000円	施設入所 月額18,000円 施設入所以外 月額28,000円	在宅 月額 28,000円 施設入所 月額 18,000円
質問10	対象追加の予定有無 （「予定有」の場合，追加対象）	なし	なし	なし	なし	なし

3 令和 3 年度の定住自立圏市町村会議の開催の意向について

質問11	開催希望回数	2 回/年	2 回/年	2 回/年	2 回/年	2 回/年
質問12	開催希望時期	5 月，11 月	5 月，11 月 （広域協議会（5，11 月）開催前あたり）	8 月， 2 月	7 月以降	8 月， 2 月

4 令和 3 年度住民向け学習会について（開催希望の有無，開催希望の場合の時期）

質問13	開催希望について（開催希望時期）	希望しない	希望する （新型コロナウイルス感染症も考慮すると，早くても年度後半か）	希望する （9 月）	希望する	希望する （2 月頃（新型コロナウイルス情勢を考慮して検討））
------	------------------	-------	--	---------------	------	------------------------------------

茨城町	大洗町	東海村	水戸市
令和4年度以降予定	令和3年度予定	令和2年度	令和3年度予定
他の計画に盛り込む	他の計画に盛り込む	他の計画に盛り込む	他の計画に盛り込む
	地域福祉計画	第4次東海村地域福祉計画	第6期障害福祉計画，高齢者保健福祉計画，介護保険事業計画
担当課が未定	定めている（定める予定） 福祉課	定めている（定める予定） 福祉総務課	定めている（定める予定） 高齢福祉課，障害福祉課
設置しない	設置しない	未定	未定

市町村長申立ケース以外も対象	市町村長申立ケースのみ	市町村長申立ケースのみ	市町村長申立ケースのみ
・専門職後見人	・専門職後見人 ・親族後見人 ・法人後見人 ・市民後見人 ・その他（保佐人，補助人）	・専門職後見人 ・法人後見人	・専門職後見人 ・法人後見人
	居宅 月額28,000円（上限） 施設入所 月額18,000円（上限）	在宅 28,000円 施設入所 18,000円	家庭裁判所が決定した報酬の範囲内で，下記を上限とする。 ・月の初日から末日まで社会福祉施設等に入所等している場合 月額18,000円 ・上記以外の場合 月額28,000円
なし	あり 町長申立て以外の報酬助成，監督人への報酬助成（ともに検討中）	あり 村長申立て以外	あり 市長申立て以外の報酬助成，監督人への報酬助成（ともに検討中）

2回/年	2回/年	開催回数や開催時期ともに特に希望なし	2回/年
5月，10月	7～9月頃，1～3月頃（各1回）		5月，11月

希望する	希望しない	希望しない	希望しない（前年度実施したため）
------	-------	-------	------------------